

議案第229号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「有料の」を「市規則で定める」に、「有料臨港道路」を「代行臨港道路」に改める。

第10条第6項第1号中「。以下「車両法」という。」を削る。

第17条第1項中「、駐車場」を「又は駐車場」に改め、「又は平日（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日をいう。）に有料臨港道路を通行する者」及び「又は通行料」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「、通行料」を削り、同項を同条第5項とする。

第18条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条中第2項を削り、同条第3項第2号中「道路交通法」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第26条第1項中「有料臨港道路」を「代行臨港道路」に改める。

別表第1中有料臨港道路の項を削り、同表備考第2項中第3号を次のように改める。

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

別表第1備考中第4項及び第5項を削る。

別表第6を削る。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成26年 5 月 2 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

有料臨港道路の通行料を無料とするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港湾施設条例 (抄)

(供用日等)

第3条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定により代行施設（前条第1項第15号に掲げる臨港道路のうち有料の部分（以下「有料臨港道路」という。）及び同項第23号に掲げる港湾市規則で定める代行臨港道路

労働者休憩所をいう。以下同じ。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行施設の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、代行施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 - 5 省 略

(行為の禁止)

第10条 省 略

2 - 5 省 略

6 第1項に定めるもののほか、歩行者又は次に掲げる車両は、臨港道路等のうち市長が定める区域を通行してはならない。

(1) 自転車並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第3項に規定する原動機付自転車及び同条第4項に規定する軽車両

(2) 省 略

7 - 9 省 略

(使用料等)

第17条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者、駐車場を利用する者又は平日（日又は

曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
をいう。以下同じ。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日をいう。）に有料臨港
道路を通行する者は、別表第1に定める使用料又は通行料（消費税法施行令（昭和63年政令第
360号）第17条第2項第3号に規定する船舶（以下「外航船舶」という。）に係る岸壁、係船浮標、ドルフィン又は船舶給水施設の使用の許可を受けた者にあつては、別表第2に定める使用料）を納付しなければならない。

2 市長は、有料臨港道路の通行につき回数券を発行する場合には、前項の通行料について3割以内の割引をすることができる。

3 - 5 省 略
2 4

6 使用料、通行料及び占用料（以下「使用料等」という。）の算定方法及び徴収方法は、市規
5

則で定める。

（使用料等の減免）

第18条 次に掲げる使用料等は、免除する。

(1) 省 略

(2) 次に掲げる車両に係る通行料

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車（以下「緊急自動車」という。）

イ 警察庁又は都道府県警察において警備、警護若しくは警ら又は緊急輸送その他の緊急の用務のため使用する車両で緊急自動車以外のもの

ウ 検察庁において犯罪捜査のため使用する車両で緊急自動車以外のもの

エ 災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のもの

オ 有料臨港道路の管理事務に使用する車両

(3) 省 略

(2)

2 次に掲げる車両（営業用の車両を除く。）に係る通行料は、第17条第1項に定める額の5割に相当する額を減額する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。）が自ら運転する乗用自動車（車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、乗車定員が10人以下の乗用のものに限る。以下同じ。）、貨物自動車（乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められるライトバンその他これに類する車両に限る。以下同じ。）又は特種用途自動車（乗用自動車と類似した構造及び機能を有すると認められる身体障害者輸送車に限る。以下同じ。）

(2) 次に掲げる障害者が乗車し、その移動のために当該障害者以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車又は特種用途自動車（当該車両が前号による減額の適用を受けている場合の当該車両を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15

歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、別表第6の左欄に掲げる障害の区分に応じ、障害の程度が同表の右欄に掲げる等級に該当するもの又は同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に掲げる等級に準ずるもの

イ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)第3 1 (1)に規定する「重度」に該当するもの

3 次に掲げる物件に係る占用料については、市規則で定める額を減額する。
2

(1) 省 略

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第3項に基づき大阪府公安委員会が設置した信号機を添加した電柱及び電話柱

4 省 略
3

(業務の範囲)

第26条 有料臨港道路の指定管理者が行う業務の範囲は、有料臨港道路の構造及び設備の維持保
代行臨港道路 代行臨港道路

全その他有料臨港道路の管理にすることとする。
代行臨港道路

2 省 略

別表第1 (第17条関係)

省 略	省	略
<u>有料臨港道路</u>	<u>1</u> <u>普通車</u>	
	<u>1台</u> <u>片道通行1回につき</u>	<u>100円</u>
	<u>2</u> <u>大型車</u>	
	<u>1台</u> <u>片道通行1回につき</u>	<u>400円</u>
省 略	省	略

備考

1 省 略

2 この表において「執務時間外」とは、次に掲げるものをいう。

(1)-(2) 省 略

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 省 略

3 省 略

4 この表の有料臨港道路の項において「普通車」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 車両法第3条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）及び小型特殊自動車（以下「小型特殊自動車」という。）

(2) 車両法第3条に規定する小型自動車（専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものに限る。）

(3) 車両法第3条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの

(4) 普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量が8トン未満で、かつ、最大積載量が5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第2項に規定するセミトレーラ連結車のけん引するための構造及び装置を有する自動車の部分で車軸数が2のもの

(5) 車両法第3条に規定する小型自動車（以下「小型自動車」という。）又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員が10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量が8トン未満のもの

(6) 小型自動車で二輪自動車であるもの、軽自動車又は小型特殊自動車のうち、けん引するための構造及び装置を有するものとこれらによつてけん引されるための構造及び装置を有する自動車との連結車両並びに(2)に該当する自動車で二輪自動車以外のもの又は(3)に該当する自動車のうち、けん引するための構造及び装置を有するものとこれらによつてけん引されるための構造及び装置を有する自動車で車軸数が1のものとの連結車両

5 この表の有料臨港道路の項において「大型車」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 普通貨物自動車のうち、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの（4(4)に該当するものを除く。）

(2) 車両法第3条に規定する大型特殊自動車

(3) 乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量が8トン以上のもの

(4) けん引するための構造及び装置を有する自動車とこれによつてけん引されるための構

造及び装置を有する自動車との連結車両（4(6)に該当するものを除く。）

別表第6（第18条関係）

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	
聴覚障害		2 級及び 3 級	
肢 体	上肢	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2	
	下肢	1 級、 2 級及び 3 級の 1	
	体幹	1 級から 3 級までの各級	
不 自 由	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1 級から 3 級までの各級（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
心臓機能障害		1 級、 3 級及び 4 級	
じん臓機能障害		1 級、 3 級及び 4 級	
呼吸器機能障害		1 級、 3 級及び 4 級	
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	
小腸機能障害		1 級、 3 級及び 4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 4 級までの各級	
肝臓機能障害		1 級から 4 級までの各級	

備考 この表の右欄に掲げる等級は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）
別表第5号に定めるところによる。